

先生各位

関節液検査 診療報酬点数新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、過日新規受託開始検査としてご案内いたしました下記検査項目につきまして、令和4年度診療報酬改定において新たに保険収載となりましたのでご案内いたします。

ご利用いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

■実施日 2022年4月1日（金）ご依頼分より

■診療報酬点数新設項目

項目コード 統一コード	検査項目	判断料 実施料	採取量(mL) 必要量(mL)	採取容器 提出容器	保存	検査方法	基準値	所要日数	備考
6314 1Z505	尿酸ナトリウム結晶	尿便 50	関節液 5	09	冷蔵	偏光顕微 鏡検査	(-)	2~3日	
6315 1Z505	ピロリン酸カルシウム結晶						(-)		

*00

※従来よりご利用いただいております下記検査項目につきましても、同様に保険収載となります。

案内書 掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	判断料	実施料
105	6311	関節液一般検査	尿便	50

●算定方法

区分番号	レセプト名称	判断料	実施料
D004 2	関節液検査	尿便	50点

●算定要件

関節液検査については、関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に限り算定する。なお、当該検査と区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社お客様窓口までお申し付けください。